

## 【議題】 介護保険施設等の整備計画について

## 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

名古屋市から、公募による介護老人福祉施設（定員 500 名）の指定について事前相談票が提出された。

法人名	公募により整備予定者を選定する。
法人所在地	
整備予定地	名古屋市内
整備予定定員	500 名
開所予定	平成 32 年 4 月（200 名）、平成 33 年 4 月（200 名）、平成 34 年 4 月（100 名）

- 本計画は、平成 30 年度の整備枠 200 名を超える 500 名であるが、計画最終年度（平成 32 年度）の整備枠 600 名の範囲内である。
- 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領\*第 5 第 2 号の規定に基づき、平成 30 年 8 月 7 日に開催した「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」において、圏域内の全市町（3 市 1 町）から前倒し整備の了解が得られている。

## ※【参考】

## 「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」（抜粋）

（意見聴取及び連絡調整の基準）

第 5 第 4 第 1 項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 法第 118 条に基づく都道府県介護保険事業支援計画（以下、「県計画」という。）におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の老人福祉圏域（以下「圏域」という。）毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。

二 前号の規定にかかわらず、施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。

## 2 介護老人保健施設

名古屋市から、公募による介護老人保健施設（定員109名）の許可について事前相談票が提出された。

法人名	公募により整備予定者を選定する。
法人所在地	
整備予定地	名古屋市内
整備予定定員	109名
開所予定	平成32年4月（109名）

- 本計画は、平成30年度整備枠119名の範囲内である。

## 3 混合型特定施設入居者生活介護

名古屋市から、公募による混合型特定施設入居者生活介護（定員310名）の指定について事前相談票が提出された。

法人名	公募により整備予定者を選定する。
法人所在地	
整備予定地	名古屋市内
整備予定定員	310名（整備枠：217名）
開所予定	平成31年4月（130名：整備枠91名） 平成32年4月（100名：整備枠70名） 平成33年4月（80名：整備枠56名）

- 混合型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者に限られていないので、施設定員の7割を整備枠として設定する。
- 本計画は、平成30年度の整備枠166名を超える217名であるが、計画最終年度（平成32年度）の整備枠337名の範囲内である。
- 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領\*第5第2号の規定に基づき、平成30年8月7日に開催した「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」において、圏域内の全市町（3市1町）から前倒し整備の了解が得られている。